第4回 武蔵野市保育のガイドライン検討委員会 会議要録

日時: 平成 23 年 5 月 30 日(火) 午後 6 時 30 分~ 8 時 30 分

場所:武蔵野市役所8階 411会議室

1 開会

2 議事

(1) 保育のガイドライン(案)の検討について

(委員長)

- ・ 前回から1ヶ月が経つ。前回検討したガイドラインの修正箇所を説明する。
- ・ 「はじめに」の部分では、なぜ共通のガイドラインを策定することになったのかという経緯を追加した。第三次子どもプランによる公立保育園の運営形態見直し、新武蔵野方式による公立保育園の設置・運営主体変更に関する基本方針の策定を追加した。また、「明日を楽しみに子どもが喜んで行きたくなるような保育園」というフレーズを前回の意見を踏まえて追加した。
- ・ ガイドラインの位置づけについては、子どもプランが丸々反映されているわけではないという意見から、計画の理念、認可保育所の役割に限定した記載とし、共通マニュアルを削除した。
- ・ 「保育内容と環境」部分については言い回しに関して再度修正を入れて記載した。
- ・ 緊急時の連絡体制については、震災時の内容の検証を実施しており、内容が深まってから記載したい。
- ・ 保護者との連携協力の部分については、前回の議論を踏まえた記述をした。
- ・ 障害児保育とケース研究会がわかりづらいので、文言を修正した。
- ・ 保育の質の向上の部分については保護者との連携の部分を議論していただきたい。
- ・ ガイドラインの有効な使い方について、保育園が実施している PDCA サイクルの記載がされていない ので、記述を加えたい。
- 保護者委員Aにコメントをいただいているので説明をいただきたい。

(保護者委員A)

- ・ 今回、予めいただいた(案)について保護者との連携に特化してコメントを入れた。
- ・1頁「はじめに」についてのコメントを説明する。繰り返しになるが、子どもの成長は保育園と家庭で途切れるものではなく、保育とは保育園だけで成立するものではないと思っている。もっと保護者の主体性を出せないかと思っている。
- ・ 保育とは、「子どもの成長保障」であり、保護者の関わりなく成立しないと考える。保育において、 保護者は単なる受け身・受益者であってはならない。子どもの成長を保障するために、保護者は保 育者と共に考え子どもと向き合うことが必要だと考える。ガイドラインで言う「私達」とは、保護 者と保育者であると考えた。
- また、「保育の取組とそのプロセスを保護者とともに」ではなく「保護者もともに」が良いと思う。
- 「利益」は「最善の利益」に変更、また「ニーズ」は「意欲・要求」が良いと思う。
- ・ 保育園では一人ひとりの子どもの気持ちを受け止めてくれているが、一方、子ども同士の集団生活 の場でもあり、全体のリズムを考えなければならない。保護者は、保育園が集団生活の場であることも理解する必要があると考え、「子どもの集団生活を形成する保育園の運営には、保護者の理解と

協力が必要」と加えた。

(民間保育園職員A)

・ 計画の理念は子どもプランの中には記載されているが、このガイドラインにも理念を明確に入れていただきたい。保育者は保育所職員に変更いただきたい。

(委員長)

・ 今の書き方は保育園のスタンスを伝えている。公募の委員には理解していただけると思うが、全保護者の理解が得られるか疑問である。

(公立保育園職員A)

・ 保育園側としては園側が投げかけをして、保護者が主体的に選択していくのではと考えている。

(公立保育園職員B)

保護者も考えていただくというスタンスはありがたいことであるが、文書としてはこのままでよいと 感じている。

(保護者委員B)

・ 精一杯の日々を送っている家庭もあると伺う中、一層踏み込んで広く保護者の主体性を求めてしまう ことに躊躇する。また、保育園を就労支援の側面に重きをおいて考えている保護者はどうなのだろう か。

(委員長)

・ ガイドラインの使い方は、保育園職員全員が共有し、保護者には閲覧、HP 掲載等により示す。

(保護者委員A)

- ・ 現行のガイドラインは、公立保育園に於ける「これまでの保育実践」の文章化だが、今回のガイドラインはこれから自分たちが何を目指していくのかということを示すものである。
- このガイドラインには目指すべき理想はあって良いと思う。

(公立保育園職員 C)

・ 私たちは、という部分を一回区切って、保護者を主語にもう一文作ったほうがよいのではと考える。

(民間保育園職員A)

私たちは、いろいろな立場の方を指しており、誰と誰を指すのかは難しい。

(公立保育園職員D)

・ 広く保育園に携わっていることを表したかった。ここで考えた場合は、保育園側から考えていたので 保護者は想定していない。

(保護者委員A)

- ・ 最初のたたき台にある保護者との連携にある記述は、園側から保護者への働きかけと捉えた。保護者 が保育園とどう連携していくのか、次に保育園が保護者とどう連携をとるのかというプロセスを踏ま え、「私達」は、保護者と先生方である。
- ・ 戦後間もないころの保育所は「単なる預かり先」だったかも知れないが、今は違う。「預かるだけ」 以上の、子どもの成長を保障するための最善の取組をしているはず。そこには保護者が主体的に関わ るべきと考える。

(委員長)

- ・ 大事な部分であるので時間を費やした。はじめにの部分を視点別に2案考え、次回提示する。
- ・ 「障害児」という文字については使い方が様々あるため、記載にばらつきがある。
- ・ 計画の理念に関しては、第三次子どもプランを抜粋し記載している。

(保護者委員A)

・ 4 頁「 保育内容と環境」について。「認可保育所は保育所保育指針及び各保育園独自の保育理念 と保育目標に基づき」と書いてあるが、こう書くのであれば〈ガイドラインの位置づけ〉にも「各保 育園独自の保育理念」と記載した方がいいのではと考えるがいかがか。今の記述のままだと、公立の 理念はどこにある?となってしまう。

(公立保育園職員 E)

・ 民間法人である以上、考え方が異なると思われるため、各民間保育園独自の理念を掲載することに異論なし。

(公立保育園職員D)

社会福祉法人としての理念があり、その理念のもとに法人としての保育理念がある。私たちは公の理念としてプランや子どもに対する思いが保育理念になってくる。

(保護者委員B)

・ 基本的生活習慣については文章がおかしい。

(公立保育園職員 E)

・修正する。

(民間保育園職員B)

・ 災害発生時の社会福祉施設の役割とは。

(委員長)

・ 災害対策に関してはまだ深く議論が深くされていないため、今後保育園が二次避難所としてどのよう な位置づけとなるのかを議論していくが、大きな意味では在園児だけではなく、地域の乳幼児も含め た対応を行う社会福祉施設として捉えている。

(保護者委員B)

・ 食材の選び方・冷凍母乳・保護者に給食をわかりやすくする工夫について具体的な記載があったがな ぜ削ったのか。

(委員長)

・ 全園共通でない事項のため削った。

(公立保育園職員F)

・ 食材の選び方は大きく共通している部分は民間園とも共有しながら、復活できる部分は記載する。保護者視点で盛り込む。

(保護者委員C)

・ 危機管理の重要性については精神的に成長するは違和感あり。危険回避能力を高めるという文章にした方がよい。

(保護者委員A)

- ・ 7 頁「3 防災について」コメントを説明する。東日本大震災で児童の生存率が高かった地域では日頃から「自然災害は想定外である」と教えられていた。このことを念頭に置き、「マニュアルに即した対応ばかりでなく、『自然災害は想定外の規模で起こり得る』ことしし、柔軟かつ最善の避難によって」と記述した。
- ・ ただし、マニュアルにも一定の効果があると思うので、マニュアルを否定するものではない。「マニュアルに即して対応」という記載は、これはこれで残したほうが良い。
- ・「 保護者との連携・協力」についてコメントを説明する。先ほども述べた通り、保護者の主体性

を出したかったので、まず項目題を「保護者と保育園・保育者の連携・協力」とした。

- ・ 前回、親権という言葉を活かして、とお話ししたが、親権には責任だけでなく民法第4章820条「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」として、権利も認められている。 したがって「保護者が自ら責任と権利」と記述した。
- ・ その親権については、『親権とは「子どもを保護者の意のままに育てる権利」ではなく「子ども自身 の育ちを最も間近で感じ、喜ぶ権利」であると考え、保護者も子どもの意欲と要求を受け留め、その 成長と喜びを保育園・保育者と共有するために、連絡帳や保護者会等を積極的に活用することが重要 です。』と記述した。
- ・ それ以外の「子どもたちは、一日の大半を...」「保育園生活は子ども一人ひとりの生活リズムに配慮 しつつ...」という記述は、冒頭述べた部分の再掲として記述した。
- ・ また、一つの文章だったものを「保護者から保育園に向けた視点」「保育者から保護者に向けた視点」 「社会へ向けた視点」と3つに分けた。そして社会へ向けた視点の部分に「保護者も地域住民の一員 であることを自覚しながらすべての子育ちを支援」と記述した。

(民間保育園職員A)

・ 保護者委員Aの記述で保護者たるものはというフレーズは気になる。従前の文章でもいいような気が する。保護者の皆さんが文章を読んだときにどう思うか。

(保護者委員B)

・ ここは大事なところなので、十分に理解してから意見したい。

(民間保育園職員A)

・ ガイドラインとして目指していくには、書くべきところは書いていく。保護者委員 B が言ったとおり、 熟読してから議論したい。

(委員長)

・ はじめにとセットで次回議論したい。気になるのは子育てに負担感がある方がガイドラインを読んだ ときにどう感じるか。皆さん現場での感覚から意見をいただければと思う。

(民間保育園職員 C)

・ 子育ての理由は家庭にあるというフレーズはどういう理由でそうなったのかを知りたい。子どもの土 台作りを考えると子育ての基本は家庭にあるという気もするが、その発端を知りたい。

(委員長)

・ いつからこのフレーズが記述されたかは明確ではないが、もっと家庭の役割を子どもプランに盛り込みたかったため、この一文を入れたと思う。

(子ども家庭部長)

- ・ 行政は子どもの支援はできるが、子育ての基本は家庭にあるものである。
- 権利を有するから義務を生むのである。押し付けるのではなく、子どもの幸せを考えれば家庭である。

(保護者委員A)

・ 先日、法改正によって親権の2年停止が報道された。先ほども述べたが、親権とは「子どもを保護者 の意のままに育てる権利」ではなく「子ども自身の育ちを最も間近で感じ、喜ぶ権利」と考えたい。 その権利をはく奪されることは非常に悲しむべきことだと思う。権利を大事にしようというメッセー ジを出したい。

(民間保育園職員A)

・ プライバシーの保護、情報管理は全くなくなってしまった。

・ 保護者の連携のところは、ガイドライン全体を通して、誰の目線で書いていくのか、何のために作成 するのか、社会の中でどのように役に立つのか、その視点が大事であると思う。

(委員長)

- ・ 是非、民間保育園職員 A にこの記述の案を出してほしい。プライバシーの保護、情報管理については 入れたい。
- ・ 保育参観についてはいかがか。

(保護者委員A)

・ 保育参観だけではつまらない。保育参加を書き加えるべきではないか。そこに一緒にかかわれる瞬間がほしい。ただ、施設規模や乳児園といった年齢的に無理な場面があることは承知している。可能な限りでかかわっていきたいというスタンスである。

(委員長)

・ 民間保育園での保育参観の現状はいかがか。

(公立保育園職員B)

・ 公立では保育参加をやっている。年齢によっては親が隠れたりしなければならないときもある。

(委員長)

・ 障害児保育については前回指摘された部分が入っていない。健常児の親が障がいのある子にどのよう な理解があるのかという部分であるが。

(公立保育園職員 E)

・ 言っていることはわかる。丸ごと一人ひとりの人間を受け入れ、寄り添える関係になっていくことであるが、障がいのあるなしにかかわらず、ともにお互いの環境をわかりあえる関係を記したい。

(保護者委員D)

・ 偏見をなくし、お互いに向上する。

(委員長)

大きな説明はできるが、個人のレベルになってしまうとガイドラインへの記述が難しい。

(保護者委員C)

・ たとえば「かんだりかまれたり」などは成長する過程でもあったりするので、そういう例をあげなが ら記載していけばよいのでは。

(保護者委員A)

その例では、この場合は済まないと思う。

(民間保育園職員A)

ここの手立てはあるものの、園としての障害児保育についての目標・方向があるならば、保護者に伝えていく姿勢を書けるとよい。やっていることを整理して記載する。

(委員長)

災害時のことについてはいかがか。

(保護者委員A)

- ・ 10 頁「 災害発生時の社会福祉施設としての役割」についてコメントを説明する。かつての災害で小中学校の保健室を独占した避難者がいた事例がある。保育所は「一時集合場所・避難所」とは別の扱いとし、あくまでも避難生活開始後の割り当てによって利用されることを明記したほうが良い。
- ・ 防災計画には明記されているだろうが、ガイドラインにも明記したほうが良いのではないか? 一時集 合場所と違い、保育所はが二次避難所として活用することを記載しておく必要があるのでは。

(民間保育園職員A)

・「保育者」は「保育園に働く職員」でいいのでは。

(委員長)

- ・ 保幼小の連携について
- ・ 認可保育所の役割は児童福祉法に基づくというよりは地域の他機関と協働的支援と保育行政と連動したネットワークの組織手としての役割の部分が全体的に落ちている感じがしている。次回以降に案を出していきたい。
- ・ 「おわりに」の部分は監修者の意見を聞きながら、PDCA サイクル等を取り入れたガイドラインの有効な使い方を考えたい。

(民間保育園職員A)

・ 以前の発言の訂正だが、民間保育園にガイドラインはないと申し上げたのは、保育指針をガイドラインとして捉えているという意であったことを申し添えたい。

(2)その他

(委員長)

- ・ 監修者が東洋大学・鈴木佐喜子氏に概ね決まった。
- ・ 鈴木先生はニュージーランドにおける保育評価とアセスメントの研究を積んできた。

次回委員会の予定

【第5回委員会】7月1日(金)午後6時30分より 市役所8階802会議室にて